



AUSWÄRTIGES AMT

ビザ・インフォメーション

1. 2006年FIFAワールドカップ開催国としてドイツ連邦共和国は、世界中のサッカーファンが、じかに観客としてスタジアムで、或いはドイツ各地に設置される大型スクリーンでこの大イベントを体験しにお出でになるのをお待ちしております。ドイツ外務省及び各在外公館は、ドイツ入国のためのビザを必要とする全世界からのお客様にスムーズでサービスの行き届いたビザ発給手続を可能にするため

必要な準備を万端整えました。ドイツ政府の目指すところは、2006年FIF

A

ワールドカップの世界に門戸を開いた良きホスト国であり、同時にワールド

カップがビザ悪用の口実として利用されないよう確実を期すことです。

これに

ついてはすべての人が共通して関心を持っています。

2. ドイツはシェンゲン協定加盟国です。他の「シェンゲン協定加盟国」であるベルギー、デンマーク、フランス、フィンランド、ギリシャ、イタリア、アイスランド、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、オーストリア、ポルトガル、スウェーデン、スペインからの旅行者に対してはドイツ入国にあたっての審査は原則的に行われません。
3. その他45ヶ国の国籍を持つ人は（その中には伝統あるサッカー国も入っています）、有効なパスポート或いはパスポートに代わる渡航文書を提示すれば、

6ヶ月の期間内に90日までは無査証で（ドイツを含む）シェンゲン協定加盟国に入国できます。

4. どの国籍の人が、短期滞在についてビザ取得義務を課されているかについての一覧は下記サイトでご覧になれます：

<http://www.auswaertiges/amt.de/www/de/willkommen/einreisebestimmungen/liste.html>

ドイツ外務省並びに各ドイツ在外公館のウェブサイトでその他一般的なビザ手続きに関する情報がご覧になれます。特に申請手続きのための個々の提出書類に関しては、申請者の居住地のドイツ在外公館に直接お尋ね下さ

い。ドイツ在外公館の一覧のインターネット・アドレスは以下の通りです
：

<http://www.auswaertiges/amt.de/www/de/adressen.html>

外務省は、ドイツ入国にあたってビザを必要とするサッカーファンに、出来る限り早期に管轄ドイツ在外公館でビザを申請されるようお勧めいたします。場合によっては予約したワールドカップの入場券を取得する以前でも行えます。

5. ドイツの外国人法、シェンゲン実施協定(SDÜ)、シェンゲン協定及びそれに基づく諸規則に拘束されるEUパートナー国の共通領事規定(GKI)は、在外公館によるビザ交付のための法的骨子となっています。ワールドカップ観戦及び出場を目的とするビザ交付に関してもこれら関係諸規則に従わなければなりません。

ワールドカップのゲーム観戦或いは観光を目的とするワールドカップ期間中の

ドイツ滞在のためのビザ申請に関して特別な申請手続きは予定されていません。

ビザ申請のため、申請者はだれでも原則として在外公館に自分で出頭しなければなりません。各ビザ申請についての個別の審査を断念することはできません。

ビザは、ドイツ連邦共和国並びにシェンゲン加盟国の保安上の利益が損なわれない場合に限って交付されます。これに関連して、旅行目的及び滞在費用についての審査の他に、旅行者の帰国意志が確実なものであるとの予測がなされなければなりません。これらの条件をすべてクリアーした場合にのみビザは受理することができます。

ワールドカップの試合の入場券或いは入場券入手証明書の提示だけで旅行目的の信憑性に関しての資料として考慮はされますが、ビザの交付請求権の根拠をなすものではありません。